

平成30年度「西京結び」事業に係る企画・運営等業務委託 仕様書

1 業務の名称

平成30年度「西京結び」事業に係る企画・運営等業務

2 業務の目的

西京区内でまちづくり活動をしている人材や団体をつなげ、将来にわたり地域の活性化を担う新しいつながりを構築する「西京結び」事業の実施により、西京区の活性化を継続的に図ることを目的とする。

3 業務の期間

契約締結の日から平成31年3月31日（日）まで

4 業務の内容

(1) 企画・運営業務

ア 運営プログラムの作成，進捗管理

イ 全体会の開催・運営

作成した運営プログラムに従い，全体ミーティングを5回程度開催することとし，開催の運営に係る次の業務を行う。

(ア) 参加申込者への開催周知及び出欠等の確認

(イ) 配布資料の作成，印刷，必要物品の調達，会場設営，外部講師等協力者への謝礼支払い

(ウ) 司会進行，受付，記録作成，活動支援，その他当日の運営に必要な業務

ウ その他，「西京結び」に係るイベント等の開催・運営の支援

参加者主導によるイベント等開催に係る次の業務を行う。

(ア) 日程の設定

(イ) 参加者との連絡調整及び出欠等の確認

(ウ) 配布資料の作成，印刷，必要物品の調達，会場設営，外部講師等協力者への謝礼支払い

(エ) 記録作成，その他当日の運営に必要な業務支援

(2) 「西京結び」から生まれたプロジェクト（以下「プロジェクト」という。）のまちづくり活動に対する活動支援業務

参加者のスキルアップ及び参加者が主体的に行うまちづくり活動の円滑な実施に向け，次の業務を行う。

ア 活動に必要な情報の収集及び提供

イ 活動に必要な助言及び地域団体等との連携を行うために必要な調整

ウ 活動状況についての報告

エ 補助金等の申請行為に対する助言及び指導等

オ 参加者主導によるイベント等の開催・運営の支援

カ その他活動の支援に必要な業務

(3) 新たなまちづくり人材・団体を発掘するための広報に係る業務

「西京結び」の開催及び各プロジェクトの活動を広く広報するとともに、戦略的に新たなまちづくり人材・団体を発掘するために、次の業務を行う。

ア チラシ・ポスター等の広報ツールの作成（印刷別途）、配布

イ フェイスブック等の作成、更新及び管理

一層の周知・定着をはかるため、フェイスブック等は定期的に更新を行う。

ウ 地域活動団体等に対する連絡、ヒアリングなど参加に向けた働きかけ

エ その他広報に必要な業務

広報業務において、「西京結び」を知らない市民にも活動内容が分かるよう、活動の「見える化」を意識して取り組むこと。また、活動をリアルタイムで周知するために、各チームのイベントや活動状況の情報集約を行い、積極的に発信すること。

(4) 西京区内の他の事業との連携

本市が西京区で実施している事業（「洛西口～桂駅間プロジェクト」、「ふらっと・西京」、「西京区地域力サポート事業」等）や既存のまちづくり活動を行っている団体の事業と連携し、西京区の活性化に資する事業展開に努める。

※ 上記業務は、当区及び京都市まちづくりアドバイザーと協議のうえ、連携・分担し実施する。

※ 各プロジェクトが平成30年度中に事業アイデアを実現させることを前提とした活動支援を行う。

5 成果物

受託者は、業務終了時に次の成果物を提出するものとする。

(1) 業務実施報告書 一式

※ 報告書の形式及び内容については、当区と協議のうえ決定するものとする。

(2) 本業務で取得又は作成した資料 一式

(3) 上記(1)、(2)に係る電子データ（DVD-R）

※ ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

(4) その他西京区長が必要と求める資料

6 委託料の支払いについて

委託料の支払いは、委託業務等の終了の後、受託者の適法な請求に基づき支払うものとする。

なお、前金払及び部分払は行わない。

7 その他

(1) 契約後において提出書類に虚偽の記載が行われていることが判明した場合は、契約を取り消すことがある。

(2) 当該事業について、他の団体に一括して再委託することはできない。当該事業の一部を委託する場合は、当区と事前に協議するものとする。

(3) 本業務の実施により得られた成果物は、当区に帰属する。

(4) 受託者は、本業務の遂行に当たっては、適宜、当区と打合せを行い、業務の進行状況の報告等を

行う。

- (5) 受託者は、個人情報適切に管理するとともに、業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。これは、業務委託終了後についても同様とする。
- (6) 業務上、受託者の不注意や不備により生じた全ての費用は、受託者の負担とする。
- (7) 受託者は、本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、当区の責に帰するものを除き、全て受託者の責任において処理すること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、当区と受託者が協議のうえ、決定するものとする。